朝日新聞

35 第2島根 10版 2014年(平成26年)3月19日 水曜日

法 身近に感じてほしい

司法つれづれ

弁護士 遠藤 郁哉さん

「法」という言葉から、どんなイメージが思い浮かぶでしょうか。「何やら難しそうだし、自分にはあまり関係なさそう」と思う一方で、「どんなものだか、ちょっとのぞいてみたいかも」という気持ちもある……。そんな方も多いのではないでしょうか。

実は、社会の様々なできごとは、法によって成り立っています。普段は意識することはありませんが、お弁当を買う、バスに乗る、DVDを借りるなどの行為は、いずれも契約という法制度を利用したものです。

このように、法は私たちにとって身近なものですが、それにもかかわらず、法について学ぶ機会はあまり多くなかったように思います。

私はこれまで、小中学生や高校生を対象とした多くの出張授業や模擬裁判などの法教育に関わってきました。

「なぜルールは守らないといけないのだろう?」「裁判員裁判とは何だろう?」

扱うテーマは様々ですが、最初は法という堅苦しいものに身構えていた生徒たちも、架空の事例をもとに討論を進めていくうち、「自分ならこう考える」という意見を、驚くほど筋道立てて言うようになります。時には、議論が白熱することもあります。

そして授業後、「法をとても身近なものに感じました」という感想が聞けたとき、私はいつも、まずは一安心と思います。それは、法を「関係なさそう」とか「のぞいてみたい」などと傍観者的に見るのではなく、「自分に深く関わるものなんだ」と意識することこそが、法について考え始める第一歩だと思うからです。

(松江ちどり法律事務所)